

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成26年10月 8日(水)午前10時00分から午前10時20分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(16人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員

7番 小幡 通隆 委員 9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員

15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(2人)

8番 安田 公彦 委員 11番 原田 龍五 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り下げについて

報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り止めについて

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 小橋 敏光 主任 坂本 和司 主任 渡辺 徹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 池原次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>小野農地 部会長 (以下 「議長」)</p>	<p>ただ今から、平成26年10月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(16)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは(13)番(難波 克巳)委員と(14)番(黒岡 勝美)委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて8件の申請がありました。</p>

権利の種類の内訳は、所有権移転が7件、使用貸借権設定が1件です。
それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から8番について調査票をもとに説明】

1番・2番につきましては、前回保留の案件です。両方合わせて下限面積の要件を満たすこととなりますが、2番について、農地として復元し田から畑へ農地改良するため、農地法第4条の田畑改良の転用許可申請があり、東地区協議会でご審議いただきましたが、改良途中であり、現在はまだ畑として利用できる状態になっていないため保留とのことでした。

7番につきましては、譲受人は下限面積の要件を満たしておりませんが、農地法施行令第6条第3項第3号「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作するものが権利を取得する」ことに該当します。

その他、3番から6番及び8番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番及び2番については保留、7番につきましては農地法施行令第6条第3項第3号に該当するため許可、3番から6番及び8番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁8番までの計8件の内、1番、2番は保留。7番は農地法施行令第6条第3項第3号に該当するため許可。3番から6番及び8番は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁8番ま

事務局 早乗 副主任	<p>での計8件の内、1番、2番は保留。残り6件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に4件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から4番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました、1番から4番までについてですが、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から4番までの計4件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番から4までの計4件は、許可と決定いたします。なお、許可とした4件につきましては、10月28日開催予定の岡山県農業会常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請</p>

<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて8件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>1番についてですが、許可申請地が、申請法人の理事が所有する農地で、平成23年7月に耕作目的で取得していました。しかし、取得後に敷地全体を耕作目的で利用せず、違反転用状態です。このことについて、顛末書の提出を求めているため保留となっていました。平成26年9月22日に顛末書が提出され、倉敷市西地区協議会でご審議いただきましたが、顛末書を再提出してもらう必要があるため保留とのことでした。</p> <p>その他の7件について、別添の調査票のとおり問題なく、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>許可意見されました8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番は保留。4頁2番から5頁8番までの計7件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番は保留。4頁2番から5頁8番までの計7件は、許可と決定いたします。なお、許可とした7件につきましては、10月28日開催予定の岡山県農業会常任会 議員会議に諮問し、転用相当と</p>

<p>事務局 則本主任</p>	<p>の答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありました。前回保留の案件です。</p> <p>前回の農地部会において、双方の主張と事実関係を元に、県と協議する必要があるため保留とのご意見でした。</p> <p>今回、倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、これまでの経過を県及び農政局と協議した結果を元に、弁護士意見を踏まえ、たうえで処分理由を作成するため保留との事とございました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第4号の1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から8頁にかけて17件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借5件、使用貸借12件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が5件、更新切れを含む新規が12件です。</p>

	<p>面積は29,790㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが1件、個人によるものが16件です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、17件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から8頁17番までの計17件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、17件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>次に、9頁をお開きください。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小橋主幹	<p>小橋です。議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。9頁をご覧ください。1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする農地と申請人の自宅の所在は吉岡で、古城池線北行きのバス停倉敷南高校入口から西北約150mに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅の北にあり、被相続人、相続人ともに通作距離も問題なく、被相続人は生前農業を営んでいたものと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上耕作権の設定はありません。</p>

	<p>そして、相続人は被相続人の死亡の日の翌日から起算して10ヶ月以内に農業経営を開始し、引き続き経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について西地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、9頁1番は承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に10頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>13頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>15頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>20頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>21頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り下げについて</p> <p>22頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて</p>

<p>事務局 渡辺主任</p>	<p>追加議案の23頁をご覧ください。</p> <p>報告第7号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p> <p>10頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、10頁から12頁にかけて12件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に13頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、13頁から14頁にかけて12件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に15頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、15頁から19頁にかけて32件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に20頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、20頁に8件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に21頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、21頁に1件の取り下げが農業委員会に提出されました。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて」でございますが、22頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p>
---------------------	---

	<p>追加議案の23頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、23頁に1件の取り下げが農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成26年11月12日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時20分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成26年10月8日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員